

第 1 0 5 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月26日

住所 松山市勝山町2丁目1番地
株式会社 愛 媛 銀 行
頭 取 中 山 紘 治 郎

第105期中(平成20年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	58,553	預 金	1,431,642
コ ー ル ロ ー ン	25,476	譲 渡 性 預 金	82,877
買 入 金 銭 債 権	330	借 用 金	18,839
商 品 有 価 証 券	390	外 国 為 替	19
有 価 証 券	239,724	社 債	13,000
貸 出 金	1,281,295	そ の 他 負 債	10,684
外 国 為 替	981	未 払 法 人 税 等	1,353
そ の 他 資 産	3,754	リ ー ス 債 務	92
有 形 固 定 資 産	31,976	そ の 他 の 負 債	9,238
無 形 固 定 資 産	1,027	退 職 給 付 引 当 金	539
繰 延 税 金 資 産	13,192	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	415
支 払 承 諾 見 返	12,270	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,761
貸 倒 引 当 金	△ 17,995	支 払 承 諾	12,270
		負 債 の 部 合 計	1,576,050
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	19,078
		資 本 剰 余 金	13,214
		資 本 準 備 金	13,213
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	34,711
		利 益 準 備 金	4,965
		そ の 他 利 益 剰 余 金	29,745
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	36
		別 途 積 立 金	27,253
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,456
		自 己 株 式	△ 186
		株 主 資 本 合 計	66,817
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,123
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,989
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,113
		純 資 産 の 部 合 計	74,930
資 産 の 部 合 計	1,650,980	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,650,980

第105期中 [平成20年4月 1日から] 中間損益計算書
 平成20年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		21,718
資 金 運 用 収 益	18,721	
(うち貸出金利息)	(16,783)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,552)	
役 務 取 引 等 収 益	2,113	
そ の 他 業 務 収 益	275	
そ の 他 経 常 収 益	608	
経 常 費 用		20,689
資 金 調 達 費 用	3,223	
(うち預金利息)	(2,669)	
役 務 取 引 等 費 用	1,566	
そ の 他 業 務 費 用	327	
営 業 経 費	10,907	
そ の 他 経 常 費 用	4,665	
経 常 利 益		1,029
特 別 利 益		12
特 別 損 失		25
税 引 前 中 間 純 利 益		1,016
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,290
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,336
中 間 純 利 益		1,063

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,744百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ「有形固定資産」中のリース資産は35百万円、「無形固定資産」中のリース資産は52百万円、「その他負債」中のリース債務は92百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,582百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,403百万円
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,147百万円、延滞債権額は30,313百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は799百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,283百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,543百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,186百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 2,725百万円
担保資産に対応する債務
預 金 3,911百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,908百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は219百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,648百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が149,146百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのもの

のが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 9,838 百万円下回っております。

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,300 百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債 13,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 5,122 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 422 円 48 銭
15. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率 9.33%（国内基準）

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,815 百万円、貸倒引当金繰入額 1,311 百万円及び株式等償却 447 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 5 円 9 銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	8,919	9,081	162
合計	8,919	9,081	162

(注)時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	29,214	32,950	3,736
債券	184,409	183,747	△ 661
国債	120,771	119,889	△ 881
地方債	29,185	29,359	173
社債	34,451	34,498	46
その他	5,455	4,265	△1,189
合計	219,078	220,964	1,886

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式等については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は647百万円（債券200百万円、株式447百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,982
子会社・子法人等株式及び出資金	1,582
その他有価証券	
非上場株式	2,203
出資金	72

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	12,891	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	218	
減価償却損金算入限度額超過額	375	
その他	2,643	
繰延税金資産小計	16,129	
評価性引当額	△2,149	
繰延税金資産合計	13,979	
繰延税金負債		
有形固定資産圧縮積立額	△24	
その他有価証券評価差額	△762	
繰延税金負債合計	△787	
繰延税金資産の純額	13,192	百万円

第105期中(平成20年9月30日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	58,561	預 金	1,431,192
コールローン及び買入手形	25,476	譲 渡 性 預 金	82,877
買 入 金 銭 債 権	330	借 用 金	24,289
商 品 有 価 証 券	390	外 国 為 替	19
有 価 証 券	239,249	社 債	13,000
貸 出 金	1,280,400	そ の 他 負 債	12,817
外 国 為 替	981	退 職 給 付 引 当 金	579
リース債権及びリース投資資産	7,860	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	417
そ の 他 資 産	6,213	利 息 返 還 損 失 引 当 金	49
有 形 固 定 資 産	32,329	再評価に係る繰延税金負債	5,761
無 形 固 定 資 産	1,020	支 払 承 諾	12,270
繰 延 税 金 資 産	13,682	負 債 の 部 合 計	1,583,274
支 払 承 諾 見 返	12,270	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 18,976	資 本 金	19,078
		資 本 剰 余 金	13,213
		利 益 剰 余 金	35,847
		自 己 株 式	△ 186
		株 主 資 本 合 計	67,952
		その他有価証券評価差額金	1,193
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,989
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,182
		少 数 株 主 持 分	384
		純 資 産 の 部 合 計	76,519
資 産 の 部 合 計	1,659,794	負債及び純資産の部合計	1,659,794

第105期中

〔平成20年4月 1日から

平成20年9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		23,546
資 金 運 用 収 益	18,970	
(うち貸出金利息)	(16,877)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,555)	
役 務 取 引 等 収 益	2,332	
そ の 他 業 務 収 益	1,641	
そ の 他 経 常 収 益	601	
経 常 費 用		22,370
資 金 調 達 費 用	3,273	
(うち預金利息)	(2,668)	
役 務 取 引 等 費 用	1,176	
そ の 他 業 務 費 用	221	
営 業 経 費	12,417	
そ の 他 経 常 費 用	5,281	
経 常 利 益		1,175
特 別 利 益		25
特 別 損 失		100
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		1,100
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,436
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,476
少 数 株 主 利 益		30
中 間 純 利 益		1,110

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

えひめインベストメント 株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 4社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建て資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債

権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,744百万円、連結される子会社及び子法人等573百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行のヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、主として税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ「リース債権及びリース投資資産」が7,860百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 有形固定資産の減価償却累計額 18,457百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,147百万円、延滞債権額は31,576百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は799百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,283百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,806百万円であります。
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,186百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 2,725百万円
担保資産に対応する債務
預 金 3,911百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,908百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は225百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、178,565百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が177,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 9,838 百万円下回っております。

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,300 百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債 13,000 百万円であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 5,122 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 429 円 28 銭
14. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 9.34%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,832 百万円、貸倒引当金繰入額 1,477 百万円及び株式等償却 447 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 6 円 26 銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	8,919	9,081	162
合計	8,919	9,081	162

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	29,592	33,466	3,874
債券	184,409	183,747	△ 661
国債	120,771	119,889	△ 881
地方債	29,185	29,359	173
社債	34,451	34,498	46
その他	5,474	4,282	△1,191
合計	219,475	221,497	2,022

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は 647 百万円（債券 200 百万円、株式 447 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が 50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

内 容	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,073
その他有価証券	
非上場株式	2,208
出資金	550